



平成 23 年 8 月 23 日

各 位

大阪府中央区瓦町三丁目 5 番 7 号
株式会社アドバンスクリエイト
代表取締役社長 濱田 佳治
(コード番号 8798)
(連絡先) 執行役員管理部長 大原 勲
電話 06-6204-1193

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 8 月 23 日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

当社は、平成 19 年 11 月 27 日に単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表いたしました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、1 株を 100 株に分割するとともに 100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式の分割の概要

(1) 分割の方法

平成 23 年 9 月 30 日（金曜日）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株を 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 23 年 9 月 30 日最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。平成 23 年 8 月 23 日現在の発行済株式総数を基準に試算すると、次のとおりになります。

① 株式分割前の発行済株式総数	109,991 株
② 今回の分割により増加する株式数	10,889,109 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	10,999,100 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	42,000,000 株

(注) 上記発行済株式総数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

① 基準公告日	平成 23 年 9 月 14 日（水曜日）
② 基準日	平成 23 年 9 月 30 日（金曜日）
③ 効力発生日	平成 23 年 10 月 1 日（土曜日）

(4) 新株予約権の権利行使時における1株当たりの払込金額の調整

上記株式の分割に伴い、当社が発行している下記新株引受権及び新株予約権の権利行使時における1株当たりの払込金額(行使価額)を、平成23年10月1日(土曜日)以降、次のとおり調整いたします。

①平成13年12月21日定時株主総会決議

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権

発行日	調整前行使価額	調整後行使価額
平成13年12月21日	37,605円	377円

②平成21年11月13日取締役会決議

会社法第236条、第238条及び第240条に基づき発行した新株予約権

発行日	調整前行使価額	調整後行使価額
平成21年11月13日	50,772円	508円

(5) その他

① 今回の株式の分割に際して、当社の資本金の額の増加はありません。

なお、平成23年8月23日現在の資本金は2,915,314,778円であります。

② 今回の株式の分割は、平成23年10月1日を効力発生日としておりますので、平成23年9月期の期末配当及び株主優待につきましては、株式の分割前の株式数を基準に実施いたします。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式の分割の概要」に記した株式の分割の効力発生を条件として、平成23年10月1日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成23年10月1日(土曜日)

※ 平成23年9月28日(水曜日)をもって、大阪証券取引所における当社株式の売買単位は1株から100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式の分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項並びに第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成23年10月1日をもって当社定款の一部を変更いたします。

① 株式の分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。

② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。

③ 現行定款第7条以下の条数を各1条繰り下げいたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>420,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>42,000,000</u> 株とする。
(新設)	(<u>単元株式数</u>) <u>第7条 当社の単元株式数は、100株と</u> <u>する。</u>
第 <u>7</u> 条～第 <u>44</u> 条 (条文省略)	第 <u>8</u> 条～第 <u>45</u> 条 (現行通り)

(3) 日程

効力発生日

平成23年10月1日(土曜日)

以上